

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 法律法規の追加

弊所ホームページに下記を追加いたしましたので、ご参照ください。

「最高人民法院による民事案件の審理への訴訟時効制度の適用に関する若干の問題についての規定」

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008092381458857.pdf

「『国家知的財産権戦略綱要』の真剣学習及び実施徹底に関する最高人民法院の通知」

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008081978886921.pdf

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 「特許法」改正案に意見続々、全人代審議で（国家知識産権網 2008年8月28日）
2. 特許代理人資格試験、10月から新规定スタート（知識産権報 2008年9月2日）
3. 最高法：民事訴訟の時効問題めぐり司法解釈（国家知識産権網 2008年9月9日）
4. 最高法 馳名商標に関する司法解釈の制定を急ぐ（法制日報 2008年9月9日）
5. 家畜などの遺伝資源利用に関する知財管理を強化（国家知識産権網 2008年9月11日）

○中央政府の動き

1. 中科院院長、3G通信規格「TD-SCDMA」の世界進出を宣言（新華網 2008年8月28日）
2. 中韓が共同コミュニケ 知財保護含め協力強化へ（国家知識産権網 2008年8月28日）
3. 科技部 独自開発への金融支援で招商銀行と提携（中国証券報 2008年8月26日）
4. 最高裁：独占禁止に関する合議法廷 知財法廷内に設置へ（法制日報 2008年9月1日）
5. 2008年上半期 知財権保護行動計画の実施に実質的な進展（国家知識産権網 2008年9月8日）
6. 銀行当局：小企業向け融資で知財権抵当を模索へ（国家知識産権網 2008年9月5日）
7. 版權局の海賊版対策通報センター、第一通報者に報奨（版權局ウェブサイト 2008年8月28日）
8. 中・米通商合同委員会、知財などの作業チームで協力強化へ（国家知識産権網 2008年9月18日）
9. 知財保護のための調整担当部門を新設 国家知財局（国家知識産権網 2008年9月16日）
10. 中央財政、中小企業の発展を積極支援へ（中国政府網 2008年9月12日）

○地方政府の動き

1. 日本人観光客が偽造品所持 出国審査で没収 杭州税関（国家知識産権網 2008年8月27日）
2. 広州：自然科学学会と中小企業が提携（新華網 2008年8月27日）
3. 広東省、特許取得者などに報奨金 計1000万元超（中国経済網 2008年9月1日）
4. 上海、科学研究プロジェクト14項を始動 民生分野が重点（新華網 2008年9月4日）
5. 深セン：知財権のライセンス付与の手引、まもなく制定（国家知識産権網 2008年9月10日）
6. 中関村 ワールドイノベーションセンター設立へ シリコンバレーの経験参考（新京報 2008年9月14日）

○司法関連の動き

1. 初の最高検察院による特許案件の控訴審に決着（国家知識産権網 2008年8月26日）
2. ヤマハ株式会社、中国の4社を商標侵害で提訴（新民網 2008年9月1日）
3. チャイナドレスのデザインで訴訟 法廷での制作実演で決着（中国法院報 2008年8月25日）
4. 北大方正、フォント無断使用でP&G、カルフルーに賠償請求（中国法院網 2008年9月16日）

○統計関連

1. 中国の著作権貿易赤字 年々縮小傾向（新華網 2008年9月4日）
2. 全国の工商管理機関、08年上半期に商標違法事件2万件以上取締（国家知識産権網 2008年9月12日）

○その他知財関連

1. 2008国際著作権博覧会、10月に北京で開催（北京青年報 2008年8月28日）
2. 大手検索エンジン「百度」、同名商標が欧州で競売に（網易科技 2008年9月4日）
3. 中国国際特許技術・製品交易会、大連で開催（国家知識産権網 2008年9月3日）
4. 上海蟹のシーズン到来！工商当局「カニ対策」を打ち出し（京華時報 2008年9月7日）
5. 中国農業科学院、農業知的財産権研究センターを正式設立（農業部ウェブサイト 2008年9月16日）

【ニュース本文】

○法律・法規等

★★★1. 「特許法」改正案に意見続々、全人代審議で★★★

第11期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第4回会議は8月27日午前の分科会で、「専利法（特許法）」改正案の第1回審議を行った。

林強委員は分科会で、特許等の侵害の再犯に対する処分手続きの簡素化を主張。人民法院（裁判所）や特許行政当局が下した侵害行為認定の判決・決定が発効した後、処分対象者が同様の侵害行為を繰り返した場合、特許行政当局が直接行政処分を下し、罰金を命じられるようにすべきだとした。

宋法棠委員は特許権侵害案件の決着が長期化する現状について、技術者の労力が訴訟に費やされる結果、特許等の産業化が阻害されるばかりか、技術革新そのものにも影響が及ぶと指摘。同問題は改正の難しいポイントであり、トラブルに際して双方の交渉で合意が得られない場合は直接訴訟に持ち込み、人民法院での調停や判決に委ねるべきだとした。

倪岳峰委員は、改正案第21条が国外への特許出願時の機密保持審査を義務づける一方、審査結果には言及していないと指摘。条文を「いかなる組織または個人も、中国で行われた発明について外国へ特許を出願する場合、国务院の特許行政当局による機密保持審査に合格しなければならない」と修正すべきだと述べた。（国家知識産権網 2008年8月28日）

★★★3. 最高法院：民事訴訟の時効問題めぐり司法解釈★★★

訴訟の時効に関する問題は近年、多様化し、解決が難しくなりつつある。最高人民法院（最高裁）はこうした司法実務の現状に対し、このほど「民事案件の審理における訴訟時効制度の適用にかかる若干の問題に関する規定」を承認。現行司法解釈の規定を全面的に整理するとともに、合理的な修正、統合、整備を図る狙い。同司法解釈は9月1日から施行されている。

新司法解釈は24条からなり、▽訴訟における時効の総則▽起算▽中断▽中止▽効力▽付則——など、系統的かつ全面的な規定が整う。最高人民法院の責任者によれば、訴訟の時効制度には訴訟権利者による権利行使を促す狙いがある。訴訟権の合法的な存在や行使を否定するものではなく、権利の乱用を禁じることで、社会取引の秩序の安定を守り、ひいては社会における公共の利益を保護することが立法の目的という。債務者が時効制度を債務回避の道具として使用することはできない。

専門家によれば、知的財産権の侵害をめぐる訴訟が増えつつあるが、訴訟では▽知的財産権の侵害行為の時効の起算時点▽侵害行為の持続に関する定義▽知的財産権の侵害行為に対する時効適用の境界——などが、人民法院や訴訟当事者の正しく解決すべき重要問題になっていた。新司法解釈の制定は、こうした問題の解決に役立てられる。（国家知識産権網 2008年9月9日）

★★★5. 家畜などの遺伝資源利用に関する知財管理を強化★★★

国务院の常務会議で可決された「中華人民共和国における家畜猛禽類の遺伝資源に関する輸出入と対外共同研究利用の審査方法」は9月4日、新華社により発布された。

同法では、国内外の研究機関や個人による家畜猛禽類の遺伝資源の共同研究利用について、知的財産の帰属を明確にし、研究成果共有プランを合理的に行うべきであると明確した。共同研究を行う過程で研究の目的と範囲、協力期限、知的財産権の帰属、研究成果共有プランなどを変更する場合、改めて許可審査の手続きを取るべきだと指摘した。

また、家畜猛禽類の遺伝資源の輸出入と対外共同研究利用の管理を強化し、同資源の保護と合理的利用を積極的に行うことを定めたほか、同資源の流出を防止し、牧畜業の発展を促すよう定めている。同法は全28条からなり、2008年10月1日に施行される。（国家知識産権網 2008年9月11日）

○中央政府の動き

★★★2. 中韓が共同コミュニケ 知財保護含め協力強化へ★★★

胡錦濤国家主席は8月25、26の両日、韓国の李明博大統領の招きを受け、同国を公式訪問した。両国は25日、ソウルで「中韓共同声明」を発表。知的財産権を含め経済貿易分野での協力を強化し、関係発展を推進することで合意した。

共同声明には、両国の年間貿易額2000億ドルを当初目標より早い2010年までに実現す

るため、▽貿易投資の利便化▽品質検査や検疫▽貿易救済措置▽知的財産権——などの分野で協力を強化することが盛り込まれている。（国家知識産権網 2008年8月28日）

★★★5. 2008年上半期 知財権保護行動計画の実施に実質的な進展★★★

今年上半期、中国の各知的財産権関連部門による「2008知的財産権保護行動計画」の実行に、実質的な進展を遂げた。国家知識産権局の機関紙「知識産権報」が伝えた。

実績の内容について、立法の方面：▽特許法の修正案を全人代常務委員会に提出▽商標法改正草案を作成▽「国有著作権の管理方法」を制定▽著作権法第二次改正の調査研究業務開始▽『民間文学芸術作品の著作権保護方法』起草開始。

エンフォースメントの面では、各部門は行動計画によって、市場秩序の規範化と海賊版撲滅に重点を置き、効果的に五輪関連の知的財産権を保護し、各種の知的財産権を侵害する違法犯罪行為に厳しく打撃を与え、偽造・海賊版行為への取り締まりを確実に拡大した。同時に、司法裁判と宣伝活動における業務もいっそう促進された。それ以外に、知的財産権の育成訓練の方面で、国家知識産権局は「2008年全国知的財産権育成計画」を発表し、「百千万人知的財産権人材プロジェクト」を組織・実施し、レベルの高い人材育成訓練を引き続き推進した。（国家知識産権網 2008年9月8日）

★★★6. 銀行当局：小企業向け融資で知財権抵当を模索へ★★★

中国では融資獲得の困難により、小企業が経営困難に陥っている。こうした問題を受け、中国銀行業監督管理委員会はこのほど、小企業向け金融サービスの改善を求める通達を出した。法律の許容範囲内で金融のイノベーションに力を入れ、知的財産権を抵当とする融資などを模索するよう求めている。

各銀行に対しては、小企業向け融資の信用保証や抵当について、各種権利やキャッシュフローなどを抵当とする、新たな信用の形を模索するよう求めている。融資の抵当とする資産には、知的財産権や売掛金、株式などが含まれる。（国家知識産権網 2008年9月5日）

★★★8. 中・米通商合同委員会、知財などの作業チームで協力強化へ★★★

第19回中・米通商合同委員会が9月16日、米国ロサンゼルスにニクソン図書館で開催された。中国からは国務院の王岐山副総理が、米国からはグティエレス商務長官、シュワブ通商代表がそれぞれ出席した。双方は、合同委員会の枠組み内に設けている知的財産権など12の作業チームについて、今後活動を強化し、引き続き双方の注目する経済貿易問題を適切に解決していくことで一致した。（国家知識産権網 2008年9月18日）

★★★9. 知財保護のための調整担当部門を新設 国家知財局★★★

国家知識産権局はこのほど、新部門となる保護協調司を設置した。新部門の設置は、国務院弁公庁が発行した「国家知識産権局の主要職責にかかる内部設置機構及び人員編制の規定」に基づく措置。

「国家知的財産権戦略要綱」の発表を受け、国家知識産権局は同戦略に業務の軸足を置きつつ、マクロ管理・全体調整に力を入れている。新設された保護協調司は▽戦略推進のための実施計画の作成▽戦略関連業務のための部門間連携メカニズムの形成▽戦略実施のための全体的調整の強化——などを担当し、戦略目標の実現を支える。このほか、全国の知財保護活動に関する方針・政策の作成、知財保護特別キャンペーンの実行に関する調整業務、知財保護のための行政法執行連携メカニズムや行政法執行の担当など、関連業務を手がける。

国家知識産権局ではこのほか、職務分掌の調整に伴い、協調管理司が専利管理司に名称

変更した。国際協力司は今後、香港・マカオ・台湾事務室も兼ねる。（国家知識産権網 2008年9月16日）

○地方政府の動き

★★★1. 日本人観光客が偽造品所持 出国審査で没収 杭州税関★★★

「あなた方がお持ちの商品はニセモノ商品です。税関は中国税関法に基づき、観光客が持っている知的財産権侵害となるような商品を没収する権利があります。」——香港の映画スター、ジャッキー・チェンの出演による、知的財産権の税関保護の広告映像「ニセモノ海賊品にノー」に登場する場面さながらのニセモノ摘発がこのほど、杭州・蕭山空港で実際にあった。

同空港の税関は8月21日、出国審査を受けている日本人観光客の手荷物から、知的財産権の侵害にあたる偽のブランド時計を発見。係員が中国の知財保護政策を根気よく説明すると、観光客は主旨を理解し、これら偽造品の国外持ち出しを断念した。

偽造品を所持していたのは、日本・大阪行きのNH952便に搭乗する40歳くらいの日本人男性。同日昼、杭州税関の係員は旅行カバンとトランク各1個を手荷物として携え、通関手続きを受けている男性に注目し、透視検査装置での検査を求めたところ、トランク内には腕時計と見られる物品がバラバラに詰められていた。開封検査で「ロレックス」、「カルティエ」などのブランドマークの入った腕時計の偽造品が計15点みつかった。観光客によれば中国の夜店で購入したもので、親戚や友人に贈るつもりだったという。

杭州税関の担当者は、国外観光客が中国で購入した偽造品等を国外に持ち出さないよう、税関は出国審査での摘発を強化している。日本人観光客の所持していたブランド時計の偽造品はすでに没収され、税関は踏み込んだ調査を進めている。（国家知識産権網 2008年8月27日）

★★★5. 深セン：知財権のライセンス付与の手引、まもなく制定★★★

「深セン市知的財産権ライセンス取扱手引」が近く、制定される見通しになった。知財権ライセンスに関するガイドラインとしては、国内でも初のケース。中小企業の知的財産権による収益力やリスク対応能力を高め、知財権の価値を十分に実現していく上でも役立つそうだ。

深セン市知的財産権局の責任者によれば、同手引の適用対象は▽特許等の強制的なライセンス付与▽特許等のライセンス付与契約の届出▽商標使用ライセンス契約の届出▽フランチャイズ経営契約——など、国の法律法規に強制的規定が盛り込まれているケース。手引は総則、一般的手引、特許権等のライセンス手引、著作権許可の手引の4部分からなり、知財権交渉、秘密保持規定、ビジネス交渉、ライセンス契約の終了などに対し、詳細な規定が設けられている。うち、知的財産権をめぐる交渉については、ライセンス契約書で重視すべき内容として、▽定義▽知財権ライセンス▽秘密保持▽知財権の瑕疵保証▽知財権の帰属▽知財権の責任▽争議の解決——など7項目を挙げている。手引は今年10月末にも公布される予定。（国家知識産権網 2008年9月10日）

○司法関連の動き

★★★1. 初の最高検察院による特許案件の控訴審に決着★★★

北京市高等法院の審判監督法廷は、「創造性」の評価基準をめぐる最高検察院の控訴を受けて審理を行い、国家知識産権局専利復審委員会（JPO 審判部に相当）が出した第5528号特許無効宣告請求審査の決定を支持する判断を下した。最高人民検察院の特許行政審判に対する控訴案件としては、初のケース。

争点の特許は、発明特許番号第CN99114212.8号。専利復審委員会は2003年10月15日、

同特許が無効審判請求されたことを受けて審査を行い、「同特許の権利請求項3-6は創造性を備えていない」と認定。一審の北京市第一中院においても同特許を無効とする専利復審委員会の判断が支持された。しかしその後の北京市高院第二審判判決では、「創造性が認められる」との判決が下り、同特許を無効とする判断が撤回された。

最高人民検察院は、北京高等法院の二審判決に対し、特許の創造性を示す主たる証拠が不足していたとして、行政訴訟法第64条に基づき最高人民法院（最高裁）に控訴した。審判監督手続きに基づき、北京市高等法院の審判監督法廷は当案件について再度審査を行い、審査結果を発表した。

最終的に北京市高等法院の審判監督法廷は、専利復審委員会による創造性判断基準や権利請求範囲の解釈を支持する判決を下した。今回の判決は今後の特許審理に影響を及ぼす可能性があると思われる。（国家知識産権網 2008年8月26日）

○統計関連

★★★2. 全国の工商管理機関、08年上半期に商標違法事件2万件以上取締★★★

今年の上半期、全国の各レベルの工商管理機関により取締った商標違法事件は計21,045件、前年同期に比べて10.9%増加した。国内案件は前年同期比7.58%増の1万6,630件、涉外案件は25.60%増の4,415件であった。また、司法機関に移送された商標犯罪案件は50件、容疑者の数は53人となった。今年特に偽ブランド品による商標侵害が増加傾向にあり、前年同期比12.70%増の1万7,986件と全体の約85%を占めた。

涉外案件の多発を地域別に見ると、浙江省（3,309件）広東省（1,893件）福建省（1,647件）河南省（1,500件）山東省（1,411件）河北省（1,116件）上海市（1,111件）であった。

今年特に北京オリンピックに関連する商標権侵害が大幅に増加していた。2008年上半期に取り締まられたオリンピック商標の侵害案件は、前年同期比約10倍の1,232件に達した。被害総額は1,131万3,200元、罰金総額は717万200元にのぼった。また、オリンピックマーク単体としての侵害案件は、前年同期比で約13倍となる457件に達し、被害総額は約21倍の206万元にのぼったという。商標侵害物3,267個、侵害商標3万2,359個が没収・処分された。（国家知識産権網 2008年9月12日）

○その他知財関連

★★★3. 中国国際特許技術・製品交易会、大連で開幕★★★

国家知識産権局、遼寧省人民政府、中国国際貿易促進委員会が主催する「2008年中国国際特許技術・製品交易会」が9月3日、大連で盛大にスタートした。

香港、台湾などを含む中国国内20の省、12の副省級都市のほか、日本、米国、韓国、フィンランド、ロシアなどの国家から、約4,100件の特許技術が出展され、同時に特許技術に関する講演会や、米国知的財産権訴訟における実務、知的財産権評価、知的財産権保護などに関するフォーラムも同時に行われた。

同交易会は2002年以降、すでに5回開催されている。今回はこれまでの特色である国際性、大衆性、ブランド性に加え（1）展示内容のレベル向上（2）イノベーションの重点化（3）展示内容の多様化（4）支援サービス体系の改善——などが図られている。

（国家知識産権網 2008年9月03日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved